

門前高等学校生徒宿舎食堂棟整備事業

提案募集要項

令和7年9月11日

目次

I	概要	1
(1)	事業名	1
(2)	発注者	1
(3)	事業の目的	1
(4)	事業の内容	1
(5)	業務の範囲	1
(6)	募集方法	1
(7)	募集提案内容	1
(8)	施設の引渡し	2
(9)	事業の基本条件	2
(10)	敷地の概要	2
II	事業者の募集及び選定のスケジュール	3
(1)	募集要項の公表	3
(2)	提案書の提出意思表明書の提出	3
(3)	質問書の受付	3
(4)	質問書の回答	3
(5)	提案書の提出	3
(6)	提案書の説明	3
(7)	審査結果の通知	3
(8)	仮契約締結	3
(9)	本契約締結	3
III	応募条件等	4
(1)	応募者の構成等	4
(2)	応募資格	4
(3)	複数応募の禁止	4
(4)	意思の表明	4
(5)	応募に関する留意事項	5
IV	提案について	5
(1)	提出書類	5
(2)	提出方法	5
V	審査について	6

(1) 審査	6
(2) 審査結果の公表	6
VI 契約等について	6
VII リスク分担表	6
資料1 施設整備概要書	
資料2 敷地の概要	
資料3 様式集	
資料4 評価基準	

I 概要

(1) 事業名

門前高等学校生徒宿舍食堂棟整備事業

(2) 発注者

輪島市

<担当部署>

輪島市企画振興部復興推進課 復興推進係

〒928-8525 石川県輪島市二ツ屋町2字29番地

電 話 0768-23-1113

F A X 0768-22-9220

E-mail kikaku@city.wajima.lg.jp

(3) 事業の目的

輪島市門前高等学校生徒宿舍の敷地内に新築する食堂（以下「施設」という。）の設計・監理、建設を行うものとする。

(4) 事業の内容

本公募により提案が採用された応募者（以下「事業者」という。）は、その提案に基づき、輪島市と売買契約を締結し、施設の設計・監理、建設を行い、輪島市はその施設を買い取る。

(5) 業務の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとし、「(9) 事業の基本条件」及び「資料1 施設整備概要書」に定める内容とする。

①施設の設計・監理業務及びその関連業務

②施設の建設業務及びその関連業務

(6) 募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

(7) 募集提案内容

施設の設計・監理、建設に関して、次の項目について提案を募集する。

①施設の設計・建設の計画案

②設計業務費及び工事費の金額

(8) 施設の引渡し

令和8年8月31日までに施設を設計・監理、建設し、輪島市に引き渡す。なお、本公募は、令和7年9月補正予算における繰越明許費の可決前に準備行為として実施するものであり、当該予算が否決された場合は変更し、又は中止することがある。この場合において、輪島市は応募者が要した費用を補償しない。

(9) 事業の基本条件

- | | |
|----------|--|
| ①事業期間 | 設計・監理、建設期間：契約締結日から引渡日までの期間とする。 |
| ②施設整備内容 | 「資料1 施設整備概要書」に定める内容とする。 |
| ③設計施工の金額 | 総事業費は191,400,000円以内とする。（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ④費用の支払方法 | 設計施工の費用は、請求を受けた日から40日以内に支払う。 |
| ⑤諸手続費用 | 事業に当たっての官公庁その他への手続費用は、事業者の負担とする。 |
| ⑥リスク分担 | リスク分担については、「Ⅶ リスク分担表」に基づくこととし、「Ⅶ リスク分担表」に示されていないリスクについては、双方協議する。 |

(10) 敷地の概要

- | | |
|-------------|----------------------|
| ①所在地 | 石川県輪島市門前町道下わの1番地 |
| ②敷地面積(施工範囲) | 約1106㎡(施設配置により増減調整可) |
| ③土地の所有者 | 輪島市 |
| ④建設場所 | 「資料2 敷地の概要」による |

Ⅱ 事業者の募集及び選定のスケジュール

(1) 募集要項の公表

令和7年9月11日(木)

(2) 提案書の提出意思表明書の提出

日時：令和7年9月25日(木)午後5時まで(必着)

場所：輪島市企画振興部復興推進課 復興推進係(輪島市役所内)

※ 郵送可とする。

(3) 質問書の受付

日時：令和7年9月29日(月)午後5時まで(必着)

※ 質問は「資料3 様式集・様式1」を電子メールで下記メールアドレスに送付すること。

メールアドレス：kikaku@city.wajima.lg.jp(復興推進課 復興推進係宛て)

(4) 質問書の回答

日時：令和7年10月2日(木)午後5時までに電子メールで回答する。

(5) 提案書の提出

日時：令和7年10月15日(水)午後5時まで(必着)

場所：輪島市企画振興部復興推進課 復興推進係(輪島市役所内)

※ 郵送可とする。

(6) 提案書の説明

令和7年10月23日(木) (予定)

(7) 審査結果の通知

令和7年10月24日(金)以降

(8) 仮契約締結

令和7年11月中旬(予定)

(9) 本契約締結

令和7年12月上旬以降(予定) (市議会可決後)

Ⅲ 応募条件等

(1) 応募者の構成等

応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とし、応募企業又は応募グループの代表企業（以下「代表企業」という。）のいずれも、下記（２）、（３）、（４）に示す要件を満たすこととする。複数企業で構成されるグループの構成する企業（以下「構成員」という。）においては、（２）①、（３）に示す要件を満たすこととする。応募グループで申し込む場合には、代表企業を定め、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととする。

なお、参加表明書提出後にやむを得ない事情がある場合においては、輪島市の承諾を得ることを前提として、追加及び変更を認めるものとする。

(2) 応募資格

① 応募企業又は応募グループは、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ウ 「提案書の提出意思表明書」の提出日から契約締結日までの間において、輪島市建設工事請負業者等の指名停止に関する要綱（平成18年輪島市告示第113号）の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

オ 直近営業年度（3年分）の法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

② 応募企業又は応募グループの代表企業は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

ア 本店（主たる営業所）又は営業所の所在地が石川県内にあること。

イ 平成27年度以降に食堂又は厨房、共同調理場、食品工場の整備事業（設計・監理、建設を含む。）を実施し、引き渡した実績を有すること。

ウ 平成27年度以降に国又は地方公共団体が発注する設計施工業務の実績を有すること。

(3) 複数応募の禁止

応募者の構成員、協力企業及びこれらのいずれかと資本関係又は人事面で関係のある者は、他の応募者又は他の応募者の構成員若しくは協力企業になることはできない。

(4) 意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」（資料3 様式集・様式2）を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・会社案内
- ・財務諸表（直近3年分）
- ・法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書（直近3年分）

（5）応募に関する留意事項

- ・提案に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・応募者は、1つの提案しかできない。
- ・提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、通貨は円に限る。
- ・提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- ・提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。

IV 提案について

（1）提出書類

提案は、「資料3 様式集」に掲げる様式をもって行うものとする。

提案書 (様式3)

設計・監理、建設に対する考え方 (様式4)

食堂又は厨房、共同調理場、食品工場の整備実績（元請）

※ 整備実績の対象物件は発注者の官民を問わず全てのものとする。

設計施工契約での事業契約の実績（応募企業・代表企業） (様式5)

※ 事業実績の対象物件は、発注者が国又は地方公共団体であること。

※ 事業契約等の写しを添付すること。

設計・工事監理企業の体制 (様式6)

※ 一級建築設計事務所登録、特定建設業許可の写しを添付すること。

施設計画図（施設計画に対する考え方、簡単なレイアウト、ゾーニング）

- ・施設配置図
- ・施設平面図
- ・施設立面図
- ・施設断面図
- ・施設仕様書
- ・イメージパース（外観1景以内、内観1景以内）
- ・設備概要書

事業スケジュール表 (様式7)

設計・施工費内訳書 (様式8)

（2）提出方法

①提出部数は、7部提出すること。

（提案書は正本を1部とし、他は副本として6部とする。）

②サイズは、A4縦（左ホッチキス綴じ）とする。

ただし、図面についてはA3も可とする。（折り込みでA4縦とする。）

V 審査について

(1) 審査

審査は、「資料4 評価基準」に定められた評価項目及び評価基準に基づいて提案書の採点を行い、点数の最も高い者を優先交渉権者として選定するとともに、次に点数の高かった者を次順位者として選定する。

また、応募者が1者の場合は、評価基準の6割以上満たす者を優先交渉権者とする。

(2) 審査結果の公表

審査の結果については、令和7年10月24日（金）以降、応募者に通知する。（公表は後日とする。）

VI 契約等について

契約の締結

輪島市と事業者は、事業実施にあたっての詳細な条件を協議、調整し、事業者と契約書を締結する。

輪島市と事業者の協議が整わなかった場合、次順位者と協議を行う。

VII リスク分担表

輪島市と事業者のリスク分担は、下記の内容を想定する。詳しくは、輪島市と事業者が協議の上、確認する。

（○…リスクを負担する者。△…一定の割合でリスクを分担する者。）

① 共通（契約締結日～期間終了日）

リスク項目	リスク内容	リスク負担者	
		輪島市	事業者
公募手続	募集要項、付属書類等の誤り、手続に関するリスク	○	
契約不締結	輪島市の帰責事由により事業者と契約締結できない又は契約締結に時間を要する場合	○	
	事業者の帰責事由により輪島市と契約締結できない又は契約締結に時間を要する場合		○
	輪島市、事業者のいずれの責めにもよらない事由により契約締結できない又は契約締結に時間を要する場合	△	△
不可抗力	暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による施設の損害	○	△
法令変更	本事業に係る法令の変更・新設	○	
	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更、新設		○

リスク項目	リスク内容	リスク負担者	
		輪島市	事業者
税制変更	本事業に係る税制の変更・新設	○	
	消費税率の変更	○	
	上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更、新設		○
許認可	輪島市の事由による許認可の遅延等に関するもの	○	
	上記以外の事由による許認可の遅延等に関するもの		○
住民反対	施設の設置等に対する住民の反対運動等	○	
	事業者の提案に基づく施設の建設に対する地域住民の要望、訴訟に起因する費用の増加等		○
第三者賠償	事業者の帰責事由によるもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
資金調達	施設整備に必要な資金調達に係るもの		○
事業の延期・中止、契約解除	事業者の債務不履行によるもの		○
	輪島市の債務不履行によるもの	○	
	輪島市、事業者のいずれの責めでもない事由によるもの	△	△
債務不履行	輪島市の支払不履行（支払いの遅延・不能）	○	
	事業者の債務不履行に起因し、本事業の実施が困難となった場合		○

② 設計段階（契約締結日～施設着工日の前日）

リスク項目	リスク内容	リスク負担者	
		輪島市	事業者
測量・調査	輪島市が実施した測量・調査に関するもの	○	
	事業者が実施した測量・調査に関するもの		○
設計品質不適合	輪島市が提示した設計に関する条件の内容に不備があった場合	○	
	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
設計変更	輪島市の事由による設計変更	○	
	事業者の帰責事由による設計変更		○
設計遅延	輪島市の事由による設計の遅延	○	
	事業者の帰責事由による設計の遅延		○
用地	土壌汚染、埋蔵物等による設計変更又は事業者の費用増加等、予見不可能な地質・地盤の状況による工期や工法の変更	○	

③ 設計段階（施設着工日～施設引渡日）

リスク項目	リスク内容	リスク負担者	
		輪島市	事業者
建設現場の使用及び管理	建設現場における労働災害、建設設備の盗難、損傷等		○
着工遅延	輪島市の指示、事由による着工遅延	○	
	事業者の帰責事由による着工遅延		○
完工遅延	輪島市の指示、事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
建設費増大	輪島市の指示、事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
建設品質不適合	完工検査等の結果、施設が募集要項等に規定される性能を満たさない場合		○